

計算書類に対する注記（法人全体用）

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

・該当なし

(2) 固定資産の減価償却の方法

・建物並びに器具及び備品一定額法
・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

・退職給付引当金－都道府県等の実施する退職共済制度の会計処理に基づく
・賞与引当金－職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

独立行政法人福祉医療機構の退職手当共済制度を利用

広島県社会福祉従事者互助会の退職手当資金交付事業を利用

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 法人全体の計算書類（会計基準省令第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式）

(2) 事業区分別内訳表（会計基準省令第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式）

当法人では、公益・収益事業を実施していないため作成していない。

(3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式）

(4) 収益事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式）

当法人では、収益事業を実施していないため作成していない。

(5) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

ア 法人本部拠点区分

イ みゆき広場拠点区分

「みゆき広場（生活介護事業）」（社会福祉事業）

「指定特定相談支援事業所みゆき広場」（社会福祉事業）

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

（単位：円）

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	73,929,383	0	0	73,929,383
建物	29,595,051	0	3,432,160	26,162,891
定期預金	0	0	0	0
投資有価証券	0	0	0	0
合計	103,524,434	0	3,432,160	100,092,274

7. 会計基準第3章第4（4）及び（6）の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

8. 担保に供している資産

該当なし

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高 (貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産 土地	73,929,383	0	73,929,383
基本財産 建物	146,779,501	120,616,610	26,162,891
有形固定資産 建物	3,445,050	3,326,573	118,477
有形固定資産 構築物	2,836,144	2,687,373	148,771
有形固定資産 機械及び装置	1,277,222	1,277,221	1
有形固定資産 車両運搬具	22,985,669	15,994,918	6,990,751
有形固定資産 器具及び備品	8,410,793	6,619,628	1,791,165
無形固定資産 ソフトウェア	808,500	808,499	1
無形固定資産 権利	87,100	0	87,100
合計	260,559,362	151,330,822	109,228,540

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高 (貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

該当事項はありません。

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当事項はありません。

12. 関連当事者との取引の内容

該当事項はありません。

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け

該当なし

16. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし